

大学院農学研究科に所属する教員等の在宅勤務に関する取扱い

(令和4年3月10日 農学研究科教授会決定)

大学院農学研究科に所属する教員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）第2条第1項第7号に掲げる特定研究員（以下「教員等」という。）が、国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程（以下「規程」という。）第3条に定める在宅勤務を実施する場合の取扱いは、次のとおりとする。

規程第4条関係

教員等より、規程第4条第1項第5号の規定により、在宅勤務を実施することにより業務の生産性又は効率性の向上が見込まれることを事由として在宅勤務の希望があった場合における許可基準及び実施日数は、次のとおりとする。

許可基準 静謐な環境下にて集中して実施することにより生産性又は効率性が向上すると認められる業務（論文執筆、試験問題作成、長時間に及ぶデータ解析等）に従事する場合

実施日数 1週間につき2日以内

規程第5条関係

教員等が在宅勤務を申請する場合又は許可された在宅勤務を取り消す場合は、事前に管理監督者及び所属する専攻又は附属教育研究施設の長（以下「専攻等の長」という。）の了承を得たうえで、在宅勤務申請書（別紙1）を北部構内総務課人事掛へ提出する。

規程第8条関係

在宅勤務を実施した教員等は、適宜の方法により、管理監督者及び所属する専攻等の長へ業務報告を行う。

その他

この取扱いに定めるもののほか、教員等の在宅勤務の実施に関し必要な事項は、研究科長が定める。